



マイシティライフ 217号

平成27年10月1日発行
(年2回発行)

ともに考え・学び・行動し 「消費者市民社会」の実現を目指しましょう！

消費者一人ひとりが、自分のことだけでなく、周りの人々や、社会、経済、環境に影響することまでを考えて消費活動を行い、社会がより良くなるよう行動する社会のことを「消費者市民社会」といいます。

「消費者市民社会」の実現には、すべての消費者が年齢や特性に応じて、家庭や学校等で身につけた知識や技能を実際の生活にいかし、安心・安全で豊かな消費生活を実現するための活動をしていくことが大切です。そのためには、社会、経済、環境など、幅広い分野でこれらの活動を支援していくことが重要です。

京都市では、平成27年3月に策定した「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）」等に基づき、各年齢階層等に応じた方法や場で、多様な担い手と連携し、消費者教育の推進に取り組んでまいりますので、ともに考え・学び・行動し「消費者市民社会」の実現を目指しましょう！



今号の
消費生活
川柳

真の価値 見抜く人こそ 買い上手 (左京区在住の方の作品)

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方（中学生以下を除く。）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 はがき又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

**トラフィカ京カード
3,000円分進呈!**

回覧して ください。									

通信販売に関する トラブルについて

相談事例

テレビショッピングで「吸引力が凄く、お手入れも簡単」と宣伝していた掃除機を購入した。すぐに商品が届いたので早速電源を入れて使用してみたが、とても重く使いにくかった。電話で返品したい旨を伝えると、「電源を入れたものは返品できない」と言われた。契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができるのではないか。



ポイント

通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がありません。返品については、通信販売業者が定める返品ルールによることとなりますが、返品の可否や条件等を広告に表示していない場合は、8日間「送料を消費者が負担する」ことにより、返品（契約の解除）が可能となります。

通信販売は商品が届くまで現物の確認や実際の店舗を確認できないことから、「イメージが違う」「入金したが商品が届かない」「商品に不具合があっても販売店と連絡が取れない」などのトラブルが発生するリスクがあることに注意し、信用できる相手と取引することが重要です。

アドバイス

- ・通信販売では商品を購入する際に、返品の条件を必ず確認しましょう。
- ・商品の情報で不明な点は、購入前に販売元に確認しましょう。
- ・インターネットで通信販売を利用するときは、販売業者の住所や会社名、代表者氏名、メール以外の連絡先（固定電話の番号）の記載があるか、支払口座（個人口座ではないか）を確認するとともに、その情報を保存しておきましょう。
- ・個人情報を提供する場合は、信用できるサイトであるか、入力するページがSSL（情報の暗号化）に対応しているかを確認しましょう。

困ったときは

速やかに京都市消費生活総合センター（電話256-0800）にご相談ください。

「機能性表示食品」ってなに？

～新しい食品の機能性表示制度 ができました～

「おなかの調子を整えます」や「脂肪の吸収をおだやかにします」などの機能性を表示することができる食品は、これまで国が個別に許可した特定保健用食品（トクホ）と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていました。

機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者の皆さんがそうした商品の正しい情報を得て選択できるよう、平成27年4月に、新しく「機能性表示食品」制度がはじまりました。

機能性が表示されている食品

特定保健用食品（トクホ）

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。



栄養機能食品

一日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品（トクホ）とは異なり、**消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。**

機能性表示食品の利用のポイント！

- まずは、ご自身の食生活をふりかえってみましょう。
食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、色々な栄養素をバランスよく摂取することが大切です。
- **たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。**

表示されている一日に摂取する量の目安、摂取方法を守り、注意事項を確認して利用してください。

- 「機能性表示食品」は、**医薬品ではありません。**

疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。疾病のある方、薬を服用されている方は、必ず医師、薬剤師にご相談ください。

- 体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談するとともに、商品による健康被害が発生した場合は、パッケージに表示されている事業者の電話番号及び京都市消費生活総合センター（電話256-0800）に連絡してください。



消費生活総合センターのごあんない



相談無料

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎ 256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています(午前10時～午後4時、電話相談のみ)。
- ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。

京都市 インターネット消費生活相談

検索

■多重債務相談

☎ 256-3160

さいおせロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎ 256-2140

■法律相談(問合せ)

☎ 256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域力推進室法律相談担当にお問い合わせください。

出前講座のご案内

消費生活総合センターでは、悪質商法の手口と対処方法について、消費生活専門相談員を派遣して市民の皆様に分かりやすく解説する出前講座を実施し、市民の皆様にも有効な情報をお伝えしています。

申込みや詳細につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

- 市内に在住、在勤又は通学されている方々の団体、グループが対象です。
- 参加者10名以上で、お申し込みください。
- 内容や時間はご相談に応じますが、会場は、申込者自身でご用意ください。

京都市文化市民局くらし安全推進部
消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル 西館4階
TEL 256-1110 FAX 256-0801

京都市消費生活総合センター

検索

【閉庁日】 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成27年10月 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第274931号



再生紙・ベジタブルオイル
インキを使用しています。